

# 建設コンサルタント業務における手持ち業務量の大幅な制限緩和 について〔令和6年7月〕

当省発注の防衛施設整備に係る建設コンサルタント業務（設計、監理等）は、入札公告日時点において、これまで設定していた配置予定技術者の手持ち業務量を5億円未満（ただし防衛省分の契約金額は含めない）かつ10件未満としてきました。

防衛力整備計画において、今後、自衛隊施設の強靱化に係る事業の大幅な増大が見込まれるところです。

そのため、建設コンサルタントが担う基本検討・実施設計・工事管理業務等についても、各地方防衛局等において相当の発注件数・規模が見込まれること、また、今般の技術者不足も踏まえ、配置予定技術者の手持ち業務量について、大幅に見直しすることとします。

## 【現状】

入札公告日（企画競争又は公募型プロポーザル方式における手続き開始の公示日を含む。以下同じ。）時点において、配置予定管理技術者の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、手持ち業務に調査基準価格を下回る価格で落札した業務がある場合は、2.5億円未満かつ5件未満であること。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、契約金額は対象外とする。また、発注する業務の履行開始予定日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

## 【変更点】

**10件を20件に変更**

## 【適用時期】

令和6年7月1日以降に入札公告または手続き開始の公告を行う業務を対象に適用することを基本とします。